

公布された規則のあらまし

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第 55 号）

- 1 非常災害時に市町が設置する一般廃棄物処理施設について、知事に協議を行う場合の協議書の様式を規定することとした。（第 10 条の 2、様式第 9 号の 2 及び様式第 9 号の 3 関係）
- 2 市町から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた民間事業者等が一般廃棄物処理施設を設置し、又は変更しようとするときに知事へ届出を行う場合の届出書の様式を規定することとした。（第 10 条の 3、第 10 条の 4、様式第 9 号の 4 及び様式第 9 号の 5 関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。